

議案第 30 号

北名古屋市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

北名古屋市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 23 年 6 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市暴力団排除条例の施行に伴い、関係条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(使用の制限)

第5条 市長は、施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

（北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

（北名古屋市グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 北名古屋市グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

（北名古屋市ソフトボール球場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 北名古屋市ソフトボール球場の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市文化の森物語の広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 8 条 北名古屋市文化の森物語の広場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「及ぼさないと認めるときに限り」を「及ぼさず、かつ、暴力団の利益にならないと認めるときに限り」に改める。

(北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 10 条 北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「制限し、又は利用を許可しないことができる」を「許可しない」に改め、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市ふれあい施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 11 条 北名古屋市ふれあい施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「制限し、又は利用を許可しないことができる」を「許可しない」に改め、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同

条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第93号)の一部を次のように改正する。

第9条中「許可しないことができる」を「許可しない」に改め、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第7条中「制限し、又は利用を許可しないことができる」を「許可しない」に改め、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとき。

(北名古屋市都市公園条例の一部改正)

第14条 北名古屋市都市公園条例(平成18年北名古屋市条例第133号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及ぼさないと認める場合に限り」を「及ぼさず、かつ、暴力団の利益にならないと認める場合に限り」に改める。

(北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第144号)の一部を次のように改正す

る。

第3条第3項中「認めた場合」を「認める場合又は暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認める場合は」に、「許可しないことができる」を「許可しない」に改める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。